

第38回滋賀県首長会議提案テーマ一覧

提案 団体	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
①滋賀デスティネーションキャンペーンについて	
彦 根 市	滋賀デスティネーションキャンペーンの取組状況について
	<p>27年振りとなる、JR主体の大型全国キャンペーンが、令和8年プレ、令和9年本番、令和10年アフターとして、滋賀県で開催される。</p> <p>滋賀県では、デスティネーションキャンペーン推進室を新たに設置し、びわこビジュアルズビューロとも連携して、実施のための推進協議会を令和7年7月に立ち上げられたところである。この全国規模の大型キャンペーンについては、県内各自治体をPRできる絶好の機会であると考え、現時点で3年間の事業計画を企画し、予算措置を担保するのは、時間的に厳しく、非常に苦慮している。県の推進協議会事務局からは、令和8年1月末までに、令和8年度、令和9年度に実施する事業、催し等の各コンテンツの作りこみと、内容等の資料提供を求められているが、各自治体の対応はどのようにされたのかお聞きしたい。</p> <p>彦根市では、厳しい財政事情もあり、令和8年度当初予算で、わずかな補助金を観光協会に支出し、内容未定で何らかの事業を行ってもらうこととただで、市をあげての事業計画や、令和8年度からの債務負担行為予算を組んだわけではない。このため、民間ベースで把握できる最小限の事業分のみを報告し、市の予算担保のないものについては報告をしていない。</p> <p>また、自治体によっては、予算等の弾力的な運用が可能であることから、DCキャンペーン自体の対応を、観光協会等に全て任せる方式にされているところがあるのかお聞きしたい。（弾力的な運用は可能だが、他団体を含めた市域全体での取りまとめや市内部の調整、また大規模な取組み等をするとなれば観光協会等では財源の確保等難しいという面があるため。）</p>
湖 南 市	滋賀デスティネーションキャンペーンについて
	<p>令和9年10月から12月にかけて、県内で「滋賀デスティネーションキャンペーン(以下「滋賀DC」とする。)」が開催される。これに先立ち、令和8年から令和10年までの3年間(プレ期間・本期間・アフター期間)を一連の取組期間と位置づけ、「滋賀県シガリズム・デスティネーションキャンペーン推進協議会」の下、県と各自治体が連携して全国からの誘客を図る準備を進めている。多様な催しや広報活動が予定されており、観光客の呼び込みによる地域経済の活性化が期待されている。</p> <p>一方で、地域が抱える課題の多くは単一の観光施策だけでは解決しにくく、特にコロナ禍に伴い利用が落ち込んだ鉄道路線の減便問題や日常的な交通利便性の低下、地域の伝統行事・文化の衰退、地域コミュニティの希薄化といった課題が顕在化している。国や県が観光関連の取り組みを支援する一方で、これらの課題は日常生活圏での継続的な取り組みや部局横断の連携によってこそ気づき・解決につながる面があることが、現場の実感としてある。</p> <p>各自治体においては、観光イベントの開催や地域資源の発信を通じて来訪者を増やすとともに、地域の関係部局・事業者・住民と連携して受け入れ体制の整備や安全対策に努めていくこととなるが、観光誘客による効果を単発で終わらせず、公共交通の利用回復や地域の暮らしやすさの回復につなげるためには、観光部局に限らない横断的なフォローアップの仕組みが重要である。</p> <p>滋賀DCに伴う誘客・施策は「観光事業の一時的強化」という限定的な枠組みにとどめるのではなく、既に各自治体で行われている地域振興や交通政策、文化振興の取り組みと連動させ、継続的に実行できる「地域の利便性回復と課題解決を目指す支援体制」の中で位置づけることが効果的だと考える。</p> <p>こうした観点から、滋賀DCを単発の観光プロジェクトとして扱うのではなく、県と各自治体が連携して「オール滋賀」で推進する広域的かつ継続的な取組として位置づけ、キャンペーンのプレ期間からアフター期間に至るまで一体となって取り組んでいくことが重要である。これにより短期的な来訪者増加の効果だけでなく、通勤・通学・日常の利便性回復や地域文化の継承、地域経済の持続的な回復につながっていくことに期待しているが、どのように考えておられるか県と他市町と協議したい。</p>

提案 団体	整理番号、テーマ名およびテーマの趣旨（概要）
②TKB（トイレ、キッチン、ベッド）の備蓄について	
滋 賀 県	<p>国の防災基本計画では、市町は最大規模の災害を想定して最低3日分の備蓄に努めることとし、県は、災害時に不足が懸念される物資や、市町を越えた広域的な利用が想定される物資を備蓄することとされている。</p> <p>また、滋賀県地域防災計画では、2日分の物資を市町と自治会、自主防災組織が一体的に確保することとし、1日分の物資を県が確保することとしている。</p> <p>昨年3月に施行された滋賀県防災対策の推進に関する条例では、県は避難所の良好な居住性の確保のため、必要に応じて自ら措置を講ずるものとされている。</p> <p>現在、本県では、これらの計画や条例に基づき、県内で避難者数が最大となる琵琶湖西岸断層帯地震を対象に、その発生から3日後の避難者数である約10万人分の食料や毛布、紙おむつ等について、その1日分を県が、2日分を市町等が備蓄しているところ。</p> <p>一方、避難所における災害関連死の主な原因は、不便なトイレ、冷たい食事、雑魚寝など避難所の劣悪な環境にあるとされており、その対策として、快適なトイレ(T)、温かい食事(K)、ベッド(B)の提供を標準とし、日頃からの備えが不可欠である。</p> <p>しかし、災害関連死を防ぐうえで重要とされているTKBについて県は備蓄しておらず、また、市町間で差異はあるものの、全市町合わせても必要数の数%から1割程度しか備蓄できていない状況。</p> <p>このような状況を踏まえ、県では避難者数が最大となる琵琶湖西岸断層帯地震の発生から3日間に避難者が必要とするTKBのうち、3分の1を備蓄することとし、令和8年度から備蓄を進めようとしているところ。</p> <p>県の備蓄物資の配置については、現在、市町の防災担当課と調整しているところであるが、市町と連携して計画的に備蓄を進めるため、県内の備蓄の現状を基に、県と市町の備蓄について議論いただくため、提案するもの。</p>